

## 日常生活圏域の設定（案）

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域での生活継続が可能となるように、身近な地域で専門的な相談や支援等の整備が可能な範囲を考慮して設定するものです。

2025年を目標とした地域包括ケアシステムの構築と医療介護総合確保推進法に基づき医療・介護資源を総合的に確保していくため、第8期においても、第7期を踏襲し、基本的に中学校区の4圏域を日常生活圏域と定めます。ただし、地域密着型サービスは、身近な地域で利用可能な範囲を勘案し、種類や地理的条件等実情に合わせて区域を設定します。また、地域包括支援センターは、社会資源の整備状況等を勘案して、中北部（八中）・西部（西中）・東部（東中・安土中）の3エリアとします。

### <日常生活圏域>

